

エレベーター内広告設置仕様書

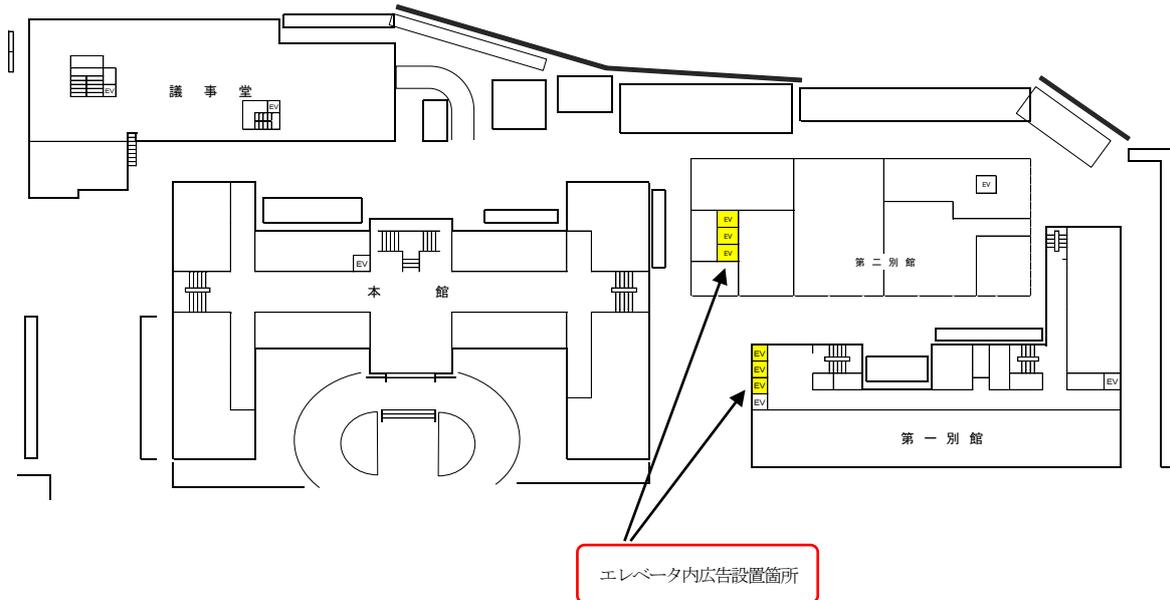
1 主な仕様等

(1) 広告の種類

エレベーター内広告の設置

(2) 設置場所

第一別館及び第二別館エレベーター内



(3) 広告掲出面積

本庁舎第一別館のエレベーター内：EV 2～4号機 計3箇所（1基1箇所）

本庁舎第二別館のエレベーター内：EV 1～3号機 計3箇所（1基1箇所）

(4) 設置台数

6台（第二別館は移転完了後から）

(5) 広告枠のサイズ等

B2版（最大） 縦728mm×横515mm

(6) エレベーターの運行状況

節電対策や点検等により停止することがある。

(7) 留意事項

- ・ 広告枠の設置、撤去及び移転費は愛媛県が負担する。
- ・ 一般の方も頻繁に出入りするスペースであることに留意して、安全性が確保されるものであること。

2 エレベーター内広告設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（第二別館は移転完了後から）

3 エレベーター内広告の設置等

- (1) ポスター類の掲出・補充・撤収は、広告取扱業者の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とする。
- (2) ポスター類の掲出に当たっては、財産活用推進課と協議のうえ、業務に支障が生じることのないよう実施すること。